平成 24 年度 第 1 回 介護保険分科会 会議録

1 開催日時

平成 24 年 6 月 27 日 (水) 18:30~19:30

2 開催場所

北九州市役所 3階 大会議室

3 出席者等

(1)委員

井上委員、黒木委員、財津委員、白木委員、中野委員、中村委員、野村委員、 橋元委員、林委員、松田委員、丸林委員、渡邉委員 欠席者 井手委員、下河辺委員、長野委員

(2)事務局

介護保険・健康づくり担当部長、計画調整担当課長、介護保険課長、介護サービス担当課長、健康づくり担当課長

4 会議内容

- (1)推進体制の充実等
- (2)地域主権改革に伴う権限移譲及び条例の制定等について
 - ・条例制定に対する意見の募集について
 - ・介護保険課の組織再編と新規指定の状況について

(3) その他

- 5 会議録
- (1)推進体制の充実等・・資料1
- (2)地域主権改革に伴う権限移譲及び条例の制定等について
 - ・条例制定に対する意見の募集について・・資料2-1
 - ・介護保険課の組織再編と新規指定の状況について・・資料2-2

分科会長:ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はないか。

委員:まず、事業所を運営している中で、条例で定めることとされた基準の3類型のうち、「従うべき基準」についてはよくわかるが、「標準」にある"合理的な理由"とはどのようなものか理解が難しい。次に、私たちは集団指導というものを受けているが、それは基準の中のどの部分にあたるのか。それから、パブリックコメントについて、どのように事業者に周知するのか。

事務局:まず、基準のうち、利用定員に関する部分が「標準」と定められている。"合理的な理由"がどのようなものかについて具体的に国からは示されていないが、基本的には全国一律の内容でサービスを提供することが望ましいことから「標準」とされているものと考えている。次にパブリックコメントの周知については、市政だよりへの掲載、市ホームページへの公開による周知だけではなく、各事業者には個別の案内を行う。また、集団指導については、介護保険法に基づいた監査指導指針を本市で作成しており、これに基づき実施しているものであり、今回の基準の内容には含まれない。

分科会長:「参酌すべき基準」については、地域の実情に応じて異なる定めをすることが可能となっているが、現時点で考えられるものがあるか。

事務局:現行の基準に関して、事業者から具体的な要望等はいただいていない。今回のパブリックコメントの結果を踏まえながら検討したいと考えている。

委員:同じ小倉北区であっても、市街地と藍島では提供できるサービスの量などが異なるが、そのような地域的な格差がある場合の運営のあり方なども基準の中に含まれるのか。

事務局:現行の基準では、地域的な格差に関する規定等は盛り込まれていない。今回の基準は事業者の指定基準であるため、ご指摘の点について今回の条例に盛り込むことは考えていない。

委員:さきほどの委員の発言にもあったが、基準の内容がわかりにくいことから、パブリックコメントを行っても、市民の方々が関心をもってご意見を出していただけるのかという疑問もある。そのため、今回の条例制定にあたっての検討の目的が、事業所を効率的に運営することなのか、あるいはサービスの質を向上させることなのか、まず主たる目的がどこにあるのかという点について説明していただきたい。

事務局:この指定基準は事業所がサービスを提供するにあたり、守るべき最低限の基準を 定めたものであり、これを満たしていなければ、利用者が満足するサービスの提供はでき ないということが基本的な考えである。基準をどのように検討していくかということにつ いては、例えば基準を緩和する方向であれば、利用者の安全やサービス水準が十分確保さ れるか、あるいは規制を強化する方向であれば事業者に管理上、経営上の負担を必要以上に強いることがないかなど、そのような視点でも検討していく必要があると考える。

委員:事業者の指定のための基準であるということはよくわかった。あと、社会福祉法人の監査等における所管について、事業所が市町村をまたぐ場合は県、他県とまたがる場合は国となっているがその点はどうなるのか。

事務局:所管庁については、これまでどおり、市内のみの場合は市、市町村をまたぐ場合は県、県をまたぐ場合は国である。

分科会長:パブリックコメントで出された意見について、意見の妥当性などをこの分科会で議論するという理解でよいか。

事務局:条例については今年度中に制定することとなっており、そのためには条例案を12月議会に上程する必要がある。パブリックコメントでいただいたご意見を基に案を作成した上で、いただいたご意見とともに本分科会にお示しすることを考えている。

委員:案とともに、根拠となる考えや資料等も併せて提示してほしい。

事務局:少なくとも国の基準と異なる基準を制定する場合においては、その根拠等をお示ししたい。

分科会長:例えば、「地域密着型サービス」において、となりの苅田町では「地域交流サロン」などの整備が進められているが、このようなものもサービスのひとつとして条例に盛り込むことができるのか。

事務局:地域交流サロンについては、地域の高齢者が気軽に集まって、さまざまな活動や地域住民との交流の拠点となるスペースであるが、本市においても平成21年度より複合型の特別養護老人ホームにおいて設置を求めており、グループホームや小規模多機能型の居宅介護事業所の複合型などの施設においても広がりを見せている。地域交流サロンは本市でも独自の取り組みと考えており、地域に開かれた介護保険施設ということで、地域との連携などに大きく寄与していると考えている。また、第三次高齢者支援計画における整備方針の中でも積極的に取り組むこととしているところである。条例にこのような取り組みを盛り込むかどうか、どのように盛り込むかなど、今後ご意見をいただきながら検討していきたいと考えている。

委員:地域交流サロンについては、施設整備の際に補助金が出る場合は、評価の対象にな

るため設置することとなっているが、一方で、補助金を受けず同様のサロンを設置している施設もある。どのような基準にするのか整理が必要である。

事務局:仮に条例に盛り込むとすれば、その点についての精査も必要であり、義務とするのか、それとも努力規定とするのかなども含め総合的に考える必要がある。

事務局: これからパブリックコメントで広くご意見をいただき、地域交流サロンについて、 条例に盛り込むことができるのかできないのかを含めて検討していきたい。現に公募でも 設置を求めており、条例に盛り込むことで、それも1つの特色にしていけるのではないか と考えている。ご指摘いただいた課題もあるので、今後十分検討していきたいと考えてい る。

委員:介護サービスの内容について、7~8割の方がわかりにくいと回答している調査結果もあり、パブリックコメントにおいても、事業者から規制緩和を求める意見しか出てこないのではないか。介護保険事業計画との整合性から、北九州市において、どういうサービスが足りないので、ここを伸ばすにはどのようにやっていったらいいかというシナリオを事務局が持つことが重要。事業計画から見て、どういうサービスが足りないということを示さないと、出てきた意見を整理するのも難しくなるのではないか。

分科会長:パブリックコメントは事業者にも周知を行うのか。

事務局:市内の事業者には個別に郵送でパブリックコメントの案内を行う。また、結果については次回の介護保険分科会で報告させていただく。委員の皆様からも、ご意見等いただきたいと考えている。

(3) その他・・資料3

分科会長:事業所における最近の動向等について、報告等あれば、お願いしたい。

委員:4月から制度改正が行われ、国からは早い段階で改正案が示されてたが、その後の情報提供が遅かったこともあり、特に処遇改善交付金の取り扱いなど、現場のケアマネジャーたちの負担が大きかった。また、保険料の上昇などにより、市民の負担が大きくなっているという実感がある。市内に多くの事業所が開設したためか、常勤も含めホームヘルパーが不足しており、日曜日や夕方など特に利用が集中する時間帯は特に厳しい状況である。

委員:老人保健施設でも常勤が十分確保できない状況がある。特別養護老人ホームの新設

もあり新卒者も含め人材が不足している。指定基準のうち、人員基準に関して、例えば老人保健施設では利用者も重度化しており、リスク管理を考えると基準の3~4割増しの人員の配置をしている。今後在宅での介護が重介護化していく中で、その方々をどのように支えていくかという点においても、人の確保が大きな課題といえる。保険料については、実際に高齢者の負担感がどうなっているのかも考えていかなければならない。

分科会長:人材の問題は、介護の分野だけではなく、あらゆる分野で起こっている問題で ある。他に意見等なければこれで閉会とする。